

議案第 14 号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正
について

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

学校教育法の改正に伴い、一般廃棄物処理施設に配置される技術管理者の資格要件
に専門職大学前期課程修了者を追加したいため

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第30条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。